

EU商標制度改正について

2015年12月15日、欧州議会は、共同体商標規則・商標ハーモ指令・欧州共同体商標意匠庁（OHIM）手数料規則を改正する改革一括法案を採択しました。多岐に亘るEU商標制度の改正は、2016年3月23日から施行されています。

今回の改正では、下記の通り名称の変更がありました。

変更前	変更後
欧州共同体商標意匠庁（OHIM） Office for Harmonisation in the Internal Market	欧州連合知的財産庁（EUIPO） European Union Intellectual Property Office
共同体商標（CTM） Community trade mark	欧州連合商標（EUTM） European Union trade mark

商標権者に影響が大きいと思われるのは、指定商品/役務の範囲に関する改正です。従来、指定商品/役務をクラスヘディングとした場合、当該区分のリストに含まれる商品/役務がカバーできると見なされていました。しかしクラスヘディングを指定した商標「IP Translator」が当該区分に含まれる役務「translation services」（クラスヘディング役務ではない）を根拠に識別性がないと拒絶された「IP Translator」事件の判決を受けて、OHIMは2012年6月21日以降の出願について、指定商品/役務を明確化するプラクティスに変更しました。

上記プラクティスの変更において、変更以前に出願された登録商標については、従来通りクラスヘディングの指定で、当該区分のリストに含まれる商品/役務はカバーされると見なされていました。しかし2016年3月24日から施行された今回の改正規則では、2012年6月21日以前に出願された登録の指定商品/役務も保護される範囲は指定商品/役務として記載された商品/役務だけです。従って、クラスヘディ

ングのみを指定した登録については指定商品／役務の見直しが必要です。下記の通りお知らせ致します。

- ・ 2012年6月21日以前の出願の商標登録権者は、経過措置として指定商品／役務を明確に記載する宣誓書をEUIPOに提出することが認められます。但し宣誓書を提出できるのは、出願時に当該区分のクラスヘディングの全商品／役務を指定している登録に限られます。
- ・ 記載する商品／役務は出願当時に採用されていた「ニース分類」の版に基づき、その版でリストアップされている商品／役務に限定されます。

第6版：1992年 — 1996年

第7版：1997年 — 2001年

第8版：2002年 — 2006年

第9版：2007年 — 2012年

第10版：2012年1月1日 — 2012年12月31日

- ・ 宣誓書の提出期限は2016年9月24日で、期限の延期は認められません。
- ・ 宣誓書を提出しなかった場合、クラスヘディング商品／役務だけを指定した登録で保護できるのは、クラスヘディング商品／役務自体だけです。

例：2010年に出願した登録商標 — 第9版が適用

指定商品は第25類のヘディング商品の「被服・履物・帽子」のみ

- ・ 改正規則では、ニース分類第9版第25類のリストにある「靴の中敷き」は「被服・履物・帽子」で保護できません。
- ・ 「靴の中敷き」を保護したい場合は、この商品を記載した宣誓書を提出する必要があります。
- ・ 第10版にある商品で、第9版にない商品は指定できません。
- ・ 宣誓書を出さない場合、登録で明確に保護される商品は「被服・履物・帽子」だけです。
- ・ EUIPOは、クラスヘディングでカバーできない商品／役務例のリストを公表しています。上記「靴の中敷き」(inner soles)はこのリストに入っています。

また、EUTMの出願手数料と更新手数料が以下の通り変更されました。

	改正前 (単位 : €)	改正後 (単位 : €)
出願手数料 (電子出願)	900 (3区分まで)	850 (1区分)
区分手数料 2区分目	--	50
3区分目	--	150
4区分目以降 1区分につき	150	150
更新手数料 (電子出願)	1350 (3区分まで)	850 (1区分)
区分手数料 2区分目	--	50
3区分目	--	150
4区分目以降 1区分につき	400	150